

平成27年3月定例教育委員会会議録

平成26年度塩尻市教育委員会3月定例教育委員会が、平成27年3月26日、午後1時15分、塩尻総合文化センター302多目的室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
- 報告第2号 4月の行事予定等について
- 報告第3号 後援・共催について
- 報告第4号 市議会3月定例会報告について
- 報告第5号 校長・教頭の人事異動について
- 報告第6号 4月1日付人事異動について
- 報告第7号 平成27年度塩尻市教育センター研修講座について
- 報告第8号 長野県公立高等学校入学者選抜の結果<非公開>
- 報告第9号 学校における児童生徒の携帯電話・スマートフォンの取り扱い等について

4 議 事

- 議事第 1号 塩尻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則
- 議事第 2号 塩尻市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
- 議事第 3号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 議事第 4号 塩尻市公民館管理規則の一部を改正する規則
- 議事第 5号 塩尻市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則
- 議事第 6号 塩尻市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令
- 議事第 7号 塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令
- 議事第 8号 塩尻市教育委員会職員賞罰委員会規程の制定
- 議事第 9号 塩尻市キャリア教育支援協議会設置要綱の制定
- 議事第10号 塩尻市元気っ子応援協議会設置要綱の一部改正
- 議事第11号 塩尻市就学指導委員会設置要綱及び塩尻市立小・中学校就学指導委員会設置要綱の一部改正
- 議事第12号 生涯学習推進プランⅢについて
- 議事第13号 スポーツ推進計画について
- 議事第14号 読書大好き塩尻っ子プランⅡ 第2次塩尻市子ども読書活動推進計画について
- 議事第15号 塩尻市いじめ防止基本方針について

5 その他

- その他第 1号 教育委員会関係例規改正（案）について

6 閉 会

○ 出席委員

委員長	小 澤 嘉 和	職務代理者	渡 辺 庸 子
委 員	石 井 實		
教育長	山 田 富 康		

○ 欠席委員

委 員	小 島 佳 子
-----	---------

○ 説明のため出席した者

こども教育部次長 (教育総務課長)	小 林 克 則	こども課長	羽 多 野 繁 春
家庭支援室長	百 瀬 公 章		
生涯学習部長	岩 垂 俊 彦	生涯学習部次長 (スポーツ振興課長)	青 木 実
社会教育課長	渡 邊 泰 男		
平出博物館長	小 林 康 男	男女共同参画・人権 課長	寺 澤 好 則
市民交流センター長 (図書館長)	伊 東 直 登	市民交流センター次 長 (交流支援課長)	小 松 秀 樹
子育て支援センター 所長	掛 川 佳 子		

○ 事務局出席者

教育企画係長	米 窪 昌 紀	学校支援係長	太 田 文 和
--------	---------	--------	---------

1 開会

小澤委員長 おそろいでありますので、ただいまから3月の定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願ひします。今日、小島委員から欠席する旨の連絡をいただいております。御承知おきいただきたいと思ひます。そして、保科部長もお休みであります。

追加案件があります。本日配付されました次第に沿って進めてまいります。お願ひします。

2 前回会議録の承認について

小澤委員長 前回会議録の承認について、事務局からお願ひいたします。

米窪教育企画係長 前回2月定例教育委員会の会議録につきましては、既に御確認をいただいております。本会議終了後に御署名をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

小澤委員長 よろしいでしょうか。そのようにお願ひいたします。

3 教育長報告

小澤委員長 3番、教育長報告に入ります。教育長から総括的にお願ひします。

山田教育長 三寒四温を繰り返しつつ、桜前線も大分北上してまいりました。季節はいよいよようらかな春を迎えました。平成26年度も残すところ、あとわずかになりました。新年度がすぐ目の前に迫っております。

それでは、本日は年度の区切りに当たり、卒業式、人事異動、組織改編などの幾つかの報告と市議会3月定例会の概要について報告をいたします。

初めに年度の区切り、卒業式についてでありますけれども、市内小中学校の卒業式が先週18、19日に挙行されました。委員の皆様にはそれぞれの学校に出向いて参列をしていただきました。ありがとうございました。私は、塩尻東小学校と丘中学校に参列いたしました。いずれも厳粛のうちにも心を込めて送ろうとする在校生の思いと、成長の喜びを胸に巣立とうとする卒業生の思い、またそれを感慨深く見つめる教師、保護者、地域の方々の思いが共鳴し合う温かな雰囲気のものであります。東小学校では、転任する教職員を前に区長会長さんが運動会の組み体操のときに、児童の数の足りないところを先生が汗と土ぼこりにまみれて児童の1人としての役割を懸命に果たし、一緒に組み体操をしていて感動した。その姿から子供に対する校長先生を中心とする教職員のまとまりを強く感じ、学校に対して全面的な信頼を置いてきたと話されました。また、丘中学校区の地域を代表する来賓の1人は、このところ保護者や地域の方々から学校や教職員に対する強い不満や訴えをほとんど聞くことがなくなりました。校長先生のリーダーシップのもと、学校が変わり、厚い信頼を得てきたからでしょうね、と話されました。いずれも学校が地域に信頼されているというお話でうれしかったわけでありまして、こうした思いが集まり卒業式の雰囲気をつくっていたのではないかなあと、そのように私は思いました。委員の皆様が参加した卒業式の状況はいかがだったでしょうか。

次に、年度末人事異動についてであります。詳細な内容につきましては後ほど、報告第5号、6号で報告をいたします。学校では校長4名が定年退職となり、2名が異動となります。また、教頭については、3名が校長昇任し、3名が異動することとなりました。また、市役所職員の人事異動につきましては、先週異動内示がなされました。組織再編もあわせて、教育委員会事務局でも何人かの異動があります。後ほど報告いたしますが、学校それから事務局、保育園はもちろんでありますけれども、ともに入念な引き継ぎを行って、組織の運営や担当する事務事業が滞らないように配慮してまいりたいと思います。

次に、組織再編についてであります。新年度の市役所における組織再編に関してですが、1月の定例教育委員会で報告いたしましたように、第五次総合計画に掲げた重点施策を推進、展開するため大きな組織再編があります。教育委員会事務局は、市民交流センターとこども教育部の2部に再編されます。これまでのこども教育部と生涯学習部は、新たにこども教育部として、教育総務課、こども課、家庭支援課、生涯学習スポーツ課、男女共同参画・人権課の5課でスタートすることになります。再編の基本的な考え方でありまして子育て、教育を社会全体で支え、子育て世代に選ばれる地域の創造を生涯学習もあわせて横断的に推進するという、この趣旨を生かして社会教育やスポーツ推進、男女共同参画・人権とこども教育との連携を一層進めて、子供からシニア世代までが切れ目なく成長することのできる塩尻市を目指してまいりたいと思います。

また、27年度、新年度を、新教育委員会制度を初め、教育振興基本計画、元気っ子育成プランⅡ、生涯学習プランⅢ、スポーツ推進計画、読書大好き塩尻っ子プランⅡによる施策展開がともにスタートする大切な年度と位置づけ、いわば塩尻新教育再生元年として、組織全体の英知を傾けた施策展開を図ってまいりたいと思います。施策展開に関する委員の皆様、積極的なご協力をお願いいたします。

既に長くなりましたので、市議会3月定例会の教育委員会に関連で出されました新子育て支援・保育行政のあり方、また子供の貧困への対応、さらに特色ある教育活動交付金の成果と今後、元気っ子応援事業の中学校卒業以降の展開、市民プールの27年度末の閉園とその対応などの詳細な報告につきましては、この後、報告第4号でお願いすることといたします。私からの報告は以上です。

小澤委員長 ありがとうございます。この際、御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

○報告第1号 主な行事等報告について

小澤委員長 では、報告第1号の主な行事等報告について。レジュメの1ページから4ページまで。御参加された中で御意見等を寄せていただければと思います。
よろしいでしょうか。

○報告第2号 4月の行事予定等について

小澤委員長 報告第2号の4月の行事予定です。目で追っていただきますと、1日は、新任校長の辞令交付です。6日が小中学校の入学式。このことについては、後ほどの協議会で扱います。米窪さん、13日は市の校長会ですが、このとき、教育委員は全員出席し、挨拶をするのでしょうか。

米窪教育企画係長 校長会では、毎年、挨拶をいただいております。詳細は、協議会でお願いしたいと思います。

小澤委員長 協議会のほうでお願いします。

それから、21日に奨学生の選考委員会、23日定例教育委員会、それから総合教育会議。そして、この日に歓送迎会があります。

米窪教育企画係長 そちらも協議会で話しさせていただきたいと思います。

小澤委員長 後ほどということです。よろしいでしょうか。

○報告第3号 後援・共催について

小澤委員長 報告第3号、後援・共催についてであります。たくさんありますが、よろしいですか。

○報告第4号 市議会3月定例会報告について

小澤委員長 それでは、次に進めたいと思います。10ページであります。市議会3月定例会の報告について、10ページから46ページまでです。事務局から御説明をいただきます。お願いします。

小林こども教育部次長（教育総務課長） それでは、こども教育部関係から御説明をさせていただきます。ちょっと座って説明をさせていただきます。

それでは、答弁の要旨をですね、11ページ以降で記載してございますので、主な部分を説明させていただきます。まず、11ページ1番、西条富雄議員でございますが、こちら人口減少対策につきまして、低所得世帯へのバウチャー制度、いわゆるバウチャー制度というのは、市で塾のクーポン券を発行してはどうか、また貧困家庭の児童の教育を受ける機会はどう確保しているかという質問でございました。このバウチャー制度については計画をしていないと。その理由としましては、経済的理由により就学が困難な家庭には、就学援助費を支給するとともに相談体制の充実を図っていくこと。また低所得家庭児童に限定ではありませんけれども、各小学校を中心に夏休み期間中の補習や放課後学習などの学習支援を、教師や地域ボランティアの協力をいただく中で実施をしております。今後こういった取り組みを拡大させていきたいということでお答えをしたものでございます。

次の同じく西条議員の2番でございますが、こちらの地域経済の発展について、学校の学年費で購入する教材等について、市内業者からの購入促進と現在の状況をお聞きしたいという質問でございました。具体的には、書き初めを書き損じて、同じ用紙を買おうと市内業者に買いに行っても同じものがなかったという話があったというものでございます。学年費は、児童生徒個人が授業等で

使用する副読本や画用紙などを購入している状況にありまして、購入に当たっては、なるべく安く、利便性のよいものを各学校で工夫して購入しております。できる限り市内業者から購入するよう呼びかけておりますけれども、教材については種類や数量等の関係で、市内業者で対応が困難なものもありますので、市外業者から購入せざるを得ない状況もあるということでお答えをしております。

次に12ページをお願いいたします。3番は児童虐待の実態はどうかという質問でございます。児童虐待件数は全国的に増加しておりまして、本市では新規件数が毎年30件前後で推移しているということでございます。母親からの虐待が全体の6割を占めていることから、母子保健部門との連携強化を図るなど、発生予防や深刻化の防止に努めていくという形でお答えをしたものでございます。

4番につきましては、これと関連いたしまして、所在不明児等の状況についての質問でございます。昨年6月に全国一斉の実態調査がありましたが、その結果を記載のとおりお答えしたものでございます。

その次、13ページでございます。5番につきましては、本年4月からの教育委員会改革の内容について、新教育長の選任の時期、それから教育委員長はどうか。それから教育委員の人数、総合教育会議の開催の時期についての質問でございますが、これについては、これまで教育委員会で御説明してきた内容どおりお答えしております。なお、④の総合教育会議につきましては、本市では来月、4月から必要に応じて開催するというお答えをしております。

それから6番でございますが、こちらは保育料について、来年度から市独自で実施する保育料減免は、予算編成等でどんな検討をして制度設計をしたのか。また、国で年少扶養控除を廃止したが、現在この扶養控除があるものとして保育料を算定しているが、来年度から市ではどうするのか。あと③としまして、子ども・子育て支援新制度での手続き・保育時間はどう変わるのかという関係についての御質問でございます。①番につきましては、保育料減免による歳入の影響だけではなく、3歳未満児にまで減免を拡大した場合の保育士増員などの歳出面の検討を行うとともに、家庭での育児支援の拡大を検討して予算に反映したということでございます。また、②番目の年少扶養控除廃止に伴う保育料の算定は、国では年少扶養控除がないものとして算定していることから、本市でも同様に算定している。また、③の保育時間等の変更については、8時間の短時間保育と11時間の標準保育に分れることや、入所要件で、その他特に必要なものとして対応していた部分が明文化されたことが変わった点であるということでお答えをいたしました。

続きまして、14ページをお願いいたします。山口議員でございますが、7は学校教育で将来の健康づくりにつながるような取り組みについてお聞きしたいという質問でございます。学習指導要領に基づきまして、小学校では健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てることを、中学校では個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることを目標に、児童生徒の生活習慣、保健教育などの健康に関する教育について授業や校内活動等を通してさまざまな取り組みを行っているとお答えしたものでございます。

8は、同じく山口議員であります。新子育て支援制度について重視した点は何かということ、具体的な質問内容につきましては、3歳以上は保育料の減免拡大を行い、3歳未満児には育児サービスの拡大ということで、支援策を分けた理由についての質問でございます。保育料の多子軽減につきましては、さまざまな意見を聞く中で制度設計をしてきましたが、その中で3歳未満については、保育料軽減により保育園の収容を促進することにもつながることがあるため、3歳までは親子での絆を育むことを重視して、育児サービスの充実を図ることにしましたが、今後さらに必要な施

策を研究していきたいとお答えしました。

次の15ページでございます。こちら鈴木明子議員でございますが、教育施策についてということで、9番につきましては、歩行不自由な児童生徒の2階等の校舎移動のための設備導入についての質問でございます。こちら答弁の要旨にもございますとおり、エレベーターの設置があるのは塩尻西小学校の1校でございますが、車椅子の必要な児童は現在2名で、ほかの学校に通学しております。現在は支援介助員等の介助を受けながら学校に通っているという状況でございます。一般的には、施設対応なものや設備対応も考えられますが、費用や設置場所等の課題がございます。今後は、児童生徒の成長を見守る中で、保護者の意向も確認しながら教室配置も工夫するなど、必要な対応をしていくとお答えしております。

また10番では、就学援助費の支給について、改善した内容についての質問でございます。こちらにつきましては教育委員会でも御説明しておりますが、就学援助費の支給が8、10、2月の3回から、特に必要があると認めたときは、その都度支給できるように改正したとお答えしたものでございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。丸山寿子議員で11番でございますが、こちらについては、貧困などの家庭状況によって学力に差が出ることについての、学習支援の取り組みについての質問でございます。こちらのところは、さきのバウチャー制度でもお答えしましたように、記載のとおりとして報告して、答弁の要旨のとおりでございます。

12番につきましては、来年度から実施する放課後キッズクラブについて、放課後児童クラブとの違いについての説明でございます。放課後キッズクラブは塩尻市独自の事業として、保護者の就労状況に関係なく放課後児童クラブと同様の対応をするものであること。また利用料金は、国の補助制度がある放課後児童クラブに対し、多少高い料金設定をしているということでお答えをしております。

続きまして17ページですが、13番の元気っ子応援事業の中学卒業後の対応についての質問でございます。こちらにつきましては、中学卒業後につきましては、それぞれ進路が広範囲に及ぶこと等によりまして、新たな対応が必要になるため、今年度、関係機関で構成した元気っ子ネットワーク会議を開催いたしまして、現状を把握しつつ効果的な体制を構築するなどの対応策を検討していくとお答えしております。

また14番では、これに関連いたしまして、市内の高校に元気っ子の情報を提供するなど、できるところからの取り組みはどうかという御質問でございますが、高校ではですね、市や高校がリーダーとなることが想定されるため、情報提供を含め、その体制を検討したいとお答えをしております。

次のページ、15番につきましては、宮田議員でございますが、特色ある教育活動交付金の成果、課題等についての質問でございます。実績としては、単年度だけで判断できるものではございませんが、児童生徒の体力、知力、創造力、道徳心などの向上を図ることにつながっているものと考えております。また、課題としては、2年間で整備したもの、構築したものをどのように継続、活用させていくのか、また、交付金のあり方の検討が重要であるという形でお答えをさせていただいております。

続きまして、19ページからは福祉教育委員会の委員会の答弁になります。まず16番の鈴木議員につきましては、新制度での保育料を定める条例についての質問で、保護者への周知方法、それから保育短時間と保育標準時間での違いについての質問でございます。周知については、入所説明会で説明するとともに、市の広報ほか、保護者宛ての説明文等を配布しております。今後も保育料決定通知書の送付時など、その都度説明していくこととしております。また、保育料については、

保育短時間が8時間ありますが、保育標準時間11時間の保育料は、短時間の8時間に長時間保育料の3時間相当分の4,200円を加えた額で設定したという形でお答えをしております。

17番も同じく保育料に関しての質問でございますが、新制度の保育料は現行よりも高くなるのかどうかという質問で、階層が変わりますので一概には言えませんが、全体的には現行料よりも保育料は下がる。多子世帯の軽減策以外でも、保育料総額は2,000万円程度の減額を見込んでいくということでお答えをしております。

続きまして次のページ、18番でございます。こちらは一般会計の当初予算に関する御質問でございます。永田議員からの質問で、吉田原保育園建設事業の中の仮園舎の使用料で5,000万円の計上があるが、その仮園舎はどんなものかという質問で、こちらにつきましては、本体の使用料が4,500万円、それから整地費用等の、いわゆる設置前等の、あと撤去等の費用が合計で500万円。工事現場にあるような、いわゆるプレハブよりもはるかにしっかりしたいものであるという形でお答えをしております。

次、19番につきましては、教育予算につきまして、総合教育会議の開催回数を御質問いただいております。当面は1年に2回程度の定期的な開催を予定しているとお答えしたものでございます。

また、次の20では、総合教育会議の学識経験者についての質問でございますが、弁護士や有識者を想定しておりますが、経常的に出席するものではなく、事故、事件等で必要に応じて出席をお願いするものであるということでお答えをしております。

次の22ページでお願いいたします。21番につきましては、小学校のセキュリティーに関する問題でございます。小中学校の校舎に不法侵入があった場合には、警備会社に通報されるシステムを導入しております。同時に教育委員会にも連絡が入り、必要に応じて警察に通報するようになっているとお答えしたものでございます。

また、22番、これにつきましては、給食公会計の導入で収納率が向上しているかという質問で、記載のとおり向上しているとお答えしております。

次の23ページにつきましては、23の鈴木議員の御質問は、地域連携推進事業のキャリア教育推進について、コーディネーターの配置についての質問でございます。この事業では、職場体験と、企業と学校とのマッチングを行うために、キャリア教育を推進するために必要な関係機関とのプラットフォームを構築していきたいと。またコーディネーターは、当面は教育総務課に席を置きますけれども、将来的には中学校区内に配置が必要と考えていることとお答えしてあります。

また、24番につきましては、小学校の英語教育活動について、でございますが、こちらについては、国際理解講師を5人配置しております。教材は講師の手づくりのものや、今まで引き継がれているものを活用していると。成果としては、英語を聞くこと、話すことになじんできており、また外国人に物おじしないようになってきていることが挙げられるということでお答えをしております。

また、次の24ページでございますが、特色ある教育活動交付金について、研修として宿泊費で使われている例などが継続できるのはどうか。また楽器の購入は通常予算で対応してもらいたいがどうかという質問でございます。被災地への体験学習としてこの宿泊費を使用している学校もございますが、この結果を冊子等としてまとめておまして、後年度の生徒に引き継いでいけるものと考えております。また、楽器については、予算編成の中でできるだけ対応してまいりたいとお答えしたものでございます。

また、次の26は、学校給食費について、物価等の上昇に伴って給食費の値上げがあるかという質問でございますが、現在は考えていないけれども、消費税が10%になった場合には考える必要があるとお答えしたものでございます。

また次のページ、25ページでは、永田議員から洗馬小の大規模改修の発注は一括となるのかという形でございます。これは3月の業者等審査会の審査事項となるため、現段階では未定であるとお答えしたものです。こちらにつきましては、せんだって業者選定審査会が行われまして、分離発注の方法で一応入札をするという方向が決まっております。

それから、28番の学校施設非構造部材耐震化事業の防火水槽の耐震化は、宗賀小学校のみであるのかということですが、こちらは、防火水槽ではございませんで、飲料水等の貯水槽の耐震化でございます。こちらについては、年次計画により順次実施していくと考えているとお答えをしております。

次29番でございますが、宮田議員の新学習指導要領の指導書についてでございます。こちらで数量が十分に予算が使われているかという質問でございますが、学校からの要望をもとに予算化しているもので充足しているものと考えているとお答えしたものでございます。

また30番、永田議員でございますが、塩嶺体験学習の家の利用についての質問で、一般利用もできるかどうかということですが、一般の利用もできること、体験学習でなければ使用できないというような制限は設けていないということでお答えしたものでございます。

また次の27ページ、宮田伸子議員ですが、特色ある教育活動交付金について予算可決の際の附帯決議があつたけれども、これについてどうなったかの質問について、両小野小学校の予算化についても協議をして、27年度は予算化されることになっているとお答えしたものでございます。なお、こちらにつきましては、昨日、辰野町塩尻市小学校組合の議会におきまして、200万円の分を予算化した形で新年度予算は可決されております。

次のページになります。32番、鈴木議員につきましては、児童クラブでのおやつについて、個々の対応ではなく統一对応というのはどうかという質問でございましたが、これにつきましては、アレルギーや各家庭の考えにもよるため、保護者が個々に用意するという形の中で、保護者会との話し合いの中で決定された経過があるということでお答えしてございます。

また、次の33番につきましては、保育士の構成につきまして、嘱託保育士の比率が大きいということの質問でございますが、現場としては正規職員を増員してほしいという声がある一方で、加配保育士等の量的な確保を求める意見も多いという現状でございます。そうした中で嘱託保育士の確保も厳しい現状があるということで、あわせてお答えをしております。

続きまして、次のページ34番でございますが、保育園入所要件についての質問でございます。こちらにつきましては、5歳児のみに限定しているのは、次年度に小学校入学を控えているための特例ということで、3、4歳児は幼稚園での対応となることから、幼稚園のとの兼ね合いもあること。また、この保育園の入園を認めると、兄弟・姉妹が入園する際に同時入園となりまして、入所要件が有利になるなどの影響があるため、今後十分な研究が必要であることをお答えしてございます。

また、虫歯の治療率についての質問が次でございますが、こちらについては、担任保育士から保護者へ呼びかけを行うとともに、未受診家庭への再通知を行うなど治療率の向上を図っているということでお答えしてございます。

続きまして36番でございますが、中原議員でございますが、柏茂会館の建物自体が古いと思われるが、設備はどうかということですが、こちらにつきましては、耐震については調査をしていないが、建築年等からしますと耐震基準を満たしていないと思われる中で、本年度は屋根の雨漏り改修等を行いまして、来年度は畳の張りかえを予定していまして、今後もトイレ洋式化等の手を入れる必要があるとお答えしております。

また、次のページ、37ページは、奨学資金特別会計の当初予算でございます。選考で対象とな

らない場合等についての御質問をいただいております。こちらにつきまして、奨学資金の選考の対象とならない場合には、所得が高い場合があること。それから選考審査の根拠につきましては、条例で定めていることなどをお答えしてございます。

また、38番、鈴木議員は、これに関連いたしまして、10人の枠がありながら応募者が少ないという部分につきましては、こちらの扱いについてはどうかということでございますが、これは卒業後の返済を考慮して借りない人が多いとか、あるいは必要な人が借りられるように情報提供等をしっかりとしてほしいとの御要望でございますが、2月15日号の広報で周知を図るとともに、ホームページ等でも周知を図っているものということでお答えをしております。

また、次のページにつきましては、3月補正予算の関係で、学校へ導入するペレットストーブについての御質問です。この機種の内容等についてでございますが、機種は信州型の温風が出てくるものを考えていること。それから教室規模で温める能力を換算すると、今1機種くらいしか該当のものがないので、価格については工事費込みで1台55万円程度であること。また、燃料につきましては、Fパワープロジェクトの工場が稼働すれば、そこから調達する予定になるということでお答えしたものでございます。こども教育部関係は、以上です。

小澤委員長 ありがとうございます。では、お願いします。

岩垂生涯学習部長 それでは、引き続きまして生涯学習部でございますが、着座をお願いいたします。

33ページ、1番目でございます。小坂田公園市民プールについての御質問でございます。現在、利用者が減少しているとはいえ、利用者があるプールを閉めるということではいいのかと。市としての考え方はどうかという質問でございます。答弁の欄になりますけれども、施設の老朽化により安全性が危惧されている。大規模改修費用、監視員の確保など総合的に考え閉園したいという答弁でございます。②番、閉園の提案と利用者の取り扱いについて同時に議論する必要はないかという御質問でございますが、ことしの夏については開園いたしまして、それから検討したいという答弁でございます。③番、26年度予算でスライダーの改修が計上されているが、その当時は続ける意思があったものではないかということでございます。予算編成以降、安全性や人員の確保などを総合的に判断し、閉園をしたいという考え方でございます。④番、改修費用は長いスパンで考えるともっと平準化されるのではないかという質問でございますが、改修の必要なポンプ、具体的には場内にポンプ5台ありますけれども、2台は開園当時のまま37年経過しております。こういうような古いものもございまして一応閉園してということで、継続する場合の目安としてお示ししたということでございます。

2番目、新体育館建設についてでございます。①番、開発誘導エリアを候補地としてアンケートを実施するのか。開発誘導エリアに建設することになった場合、問題なく建設ができるのかという質問でございます。予定地につきましては、議会最終日、3月20日でございますけれども、地域開発特別委員会の委員長報告を受けた上で判断したいという答弁でございます。法律上の条件につきましては、農地法などがございまして、決定した場合には市民理解を得ながら取り組んでまいりたいという答弁でございます。②番、建設に向け積極的に意思や考え方を示してはどうかということでございます。将来的に重い責任を持つこととなりますので、アンケートにより市民の最終的な意向を受けとめて進めていきたいという回答でございます。③番、開発誘導エリアとした場合に、配置図などイメージできる資料が必要と考えるがどうかということでございます。開発誘導エリアの場合、民地になりますので具体的な記載は困難であるものの、イメージできる資料を提供していきたいという答弁でございます。

めくっていただきまして、34ページをお願いいたします。市民プールの廃止について、①番、監視員不足について全国に募集し、空き家の活用を図りながら行ってはどうかという御質問でござ

いましたが、監視員は利用者の命を預かる重要な業務でありまして、これまでもホームページ等発信するなど多くの手段で募集を行ってきていると。ただし、この内容については業務の特殊性や短期間の業務でもあり難しいということでお答えしております。②番、子育て世代に要望のある施設であるので、継続はできないのかということでした。改めての質問でございましたけれども、安全対策等の費用、スタッフの確保など、総合的に判断してやむを得ず閉園を提案したものであるという答弁でございます。③番、小中学校を対象に、学校プールの開放期間を長くできないかということでございますが、要望があればPTAと協議していく中で可能性はあるという答弁でございます。④番、解体撤去にはどのくらいの費用がかかるかということです。スライダー解体が200万円程度でございます、全体的では億単位の可能性もあるという答弁でございます。⑤番としまして、スケートボードパーク、スケートボードをやる場所ということですが、この検討はどうかということでございますので、検討したいという答弁でございます。

続きまして35ページをお願いいたします。こちらからは福祉教育委員会の審査内容でございます。当初予算につきまして、4番目に書いてございますが、短歌フォーラムのような事業が他市でも実施されているがその状況を把握しているかという御質問でございます。兵庫県小野市を初め、職員が視察している。今後も他市の状況を把握し、連携を深め発展に努めたいという答弁でございます。

5番でございます。短歌フォーラムの選者として長年御活躍いただきました岡野弘彦先生がおやめになられるということだが、その理由はどうかということでございます。御高齢によるもので、また奥様の調子も悪いということで答弁させていただいております。岡野さん、ファンも多いのでフォーラムを今後もしっかりとやってほしいということでございます。後任につきましては、朝日新聞の朝日歌壇で御活躍されてます永田和宏先生にお願いしたという答弁でございます。

めくっていただきまして36ページ、6番、文化会館の改修内容はどのようなものかということで、照明設備を改修しないとすぐ使えなくなるのか、それとも今後使えなくなるのかという御質問でございます。照明設備の改修につきましては、照明を制御していく操作盤を含めた改修であるということで、20年経過しております、不都合が生じた際の、例えばもし途中でできなくなった場合には多額の賠償を考えると、ここで改修すべきであると答えております。

7番でございますが、国指定文化財修理事業の補助金について、国、県から直接事業者である堀内家へ直接入るのかという御質問でございます。事業主が堀内家でありますので直接入るという回答で、会計等については修理委員会でチェックをしているという答弁でございます。

37ページの8番でございます。中央スポーツ公園改修事業につきまして、歩道改修工事について樹木の管理はどうするのかということで、別の体育施設管理運営事業でケヤキの剪定を考えているという答弁でございます。②番、インターロッキングの改修後は安全に通行できるのかという質問でございました。これにつきましては、桔梗小学校とも協議の上、インターロッキング以外の方法を検討するというので、具体的にはウッドチップについて提案するというのを予定しております。

9番でございます。中央スポーツ公園の屋外トイレの状況が悪くなってきているが、改修予定はあるのかということで、全部で3カ所ございますけれども、特に東側の状態が悪くなってきているので、今後検討したいというお答えでございます。新体育館アンケートに向けた内容の検討の進み具合はどうかということで、建設の可否を判断いただくシンプルなものにしていきたいという答弁でございます。③番で、具体的な場所を示すのかということで、中スポ、誘導エリア、あと現体育館という3案は形はありますけれども、ある程度絞った形としたいという答弁でございます。④番、回収率はどの程度を想定して予算編成をしたのかということで、一応70%という形で答えており

ます。

めくっていただきまして38ページ、新体育館建設の臨時職員賃金はどのようなものかということでございます。発送作業と集計作業について、それぞれひと月2人分を計上したということです。発送準備は障がい者就労施設にお願いできないかということですが、短期間に実施することになるため困難であるという答えでございます。

39ページ、11番でございます。女性相談件数は何件かということで、実人数で電話相談81件、面接相談で51件という答えです。女性相談員が不在のときの相談者に対応できるように、相談体制をしてほしいということでございましたが、職員が対応できないときには、県などのほかの総合窓口を案内するなどして対応しているという答えをしております。

12番ですが、男性からの相談はどのように対応しているのかということで、男性からの相談にも対応していますけれども、実質は、今年度件数は1件であったということでございます。

めくっていただきまして、40ページです。平出遺跡の復元住宅が平成20年6月に火災で消滅しましたが、そのときの賠償金の支払いはどうかという御質問でございました。損害賠償金の1人240万円のうち、該当者2人のうち1人については26年度で全部完済している。他の1人、経済状況により支払いが滞っているということで、このお一人につきましては、新年度に支払い計画について再度協議をさせていただきたいという答弁をしております。以上でございます。

小澤委員長 ありがとうございます。お願いします。

伊東市民交流センター長(図書館長) では、41ページをお願いします。一般質問宮田議員ですが、子育て支援センター15年たつわけですけれど、どうかということですが、おでかけ支援センター事業とか、無料利用券の配布等ですね、新しい事業を行いながら子育て環境の充実を図ってまいりたいという答弁をしております。

めくっていただいて42ページ、2番からですが、①番、塩尻駅へのブックポストの設置を以前議会で要望されていますが、どうなったかという質問ですけど、見送っておりますと。それから本館の開架における児童書数はどのくらいかということで、4万冊。貸出数が減少していると聞いているということですが、これはいろいろ工夫を重ねておりますということで答えております。

3番、子ども版の信州しおじり本の寺子屋についてということで、来年度どんなことかということで、回答のほうへ3講座ほどをと書いてありますが、5講座ほどでちょっと訂正をお願いをしたいと思います、子供専用の寺子屋をつくっていききたいということを考えております。滋賀県の能登川図書館のような雰囲気づくりをしてほしいということで言われております。

4番目、図書館で地下の閉架書庫に関して、現在の本館の蔵書数はということで、39万冊ですと。それから図書館の本の切り抜き等はどうかということですが、これは、まだ現実にありますという答えをしております。

めくっていただきまして5番、市民からの提案事業に対して委託するということを次年度から取り組んでおりますが、どのようなことかということで、ビジネス支援のためのセミナー、それから子供のためのキャリア教育につなぐためのセミナーという2事業を委託することにしております。

それから次の6番、7番は、両方とも市民館の内容についてということで聞いておりますが、引き続き研究をするということで、これは同じ回答になっております。

8番、交流企画事業の事業費が大きく減っているがということですが、これは予算書の編成の問題で減っておりませんということで答えてあります。

続いて46ページ、ファミリーサポート時に子供をどこで預かるかということでですけど、依頼会員または提供会員、どちらかでその事業が行われますので、どちらかですというお答えになっております。

それから、おでかけ支援センターの場所、内容等々についての質問がありましたが、そこに書かれているとおりにお答えしてございます。以上です。

小澤委員長 以上、丁寧に御説明いただきました。これを聞いて委員から、質問あるいは意見等あったらお願いします。

石井委員 ちょっと、議会の話であって、私どもがいろいろ言うわけじゃありませんけれども、洗馬小の全面改修については、当初全面改修だというようなことで、多くの方が希望を持っていたわけですが、部分改修というようなことで分散というようなことですか。要するに体育館は体育館でやって、また後日というようなことじゃなくて、全面的に一度に改修をするというお答えですか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） 契約の形をどうするかという話であって、改修は全体にやります。外壁も全体もやりますし、例えば内装や何かについても、それぞれやっていく形になります。ただ建築本体の工事と、あと設備系の工事、それを分けるというような形の契約になる予定でございます。

石井委員 それから、ペレットストーブを全面的に洗馬小は入れるということで、熱量に問題があるかなと思ってましたけれども、今までのストーブを残していくというようなことで、両方で対応していくというようなことですが、ペレットで対応ができるようになれば、今までのストーブは、おしまいになるというような考え方ですね。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） そのとおりでございます。様子を見てですね、熱量の問題とか、着火の時間と、あと点火の時間で若干かかりますので、そこら辺の様子を見ながら、できれば全面的に入れていければ理想ではあるんですけども、そこら辺は、何より子供たちが寒くて震えてるって状態ではいけませんので、その状況を見ながらやっていこうと思っています。

石井委員 わかりました。それからプールの件ですけれども、お話を聞くと事務局的な立場のほうで、一方的に中止にし、また、取り壊しするような考え方で進められてきたというようなことですが、そこら辺はどうなんですか。

岩垂生涯学習部長 これは、最終的に条例案件で廃止条例を出さなければいけませんので、それはことしの12月を予定しております。うちのほうとしましては、安全面ということを最優先に考えた場合、行政として、これを提案していくという考え方でございますので、議会の中でも反対意見当然ありましたけれども、じゃあ、そのまま続けられるかっていうと、考えなければいけないのは、やはり一番は安全面だというふうに考えております。

石井委員 確かに安全面は必要であります。人つきプールを全部壊してしまうのもどうか。小学校また保育園の児童に、なぜ水泳をやらせるかということについて、お考えをいただきたい。水難事故に遭わないために、学校では授業の中で水泳を取り入れているというような状態であって、それは学校で対策をすればいいじゃないかというような話もありますけれども、児童などについては、やっぱり水遊び場ってようなものを考えてほしいなというふうに私は思っていたんですけども、全面的に壊してしまうということなので、もしできれば新しい体育館ができたなら、本当に5センチでも10センチでもいいから、子供たちが安心して、そこでシャワーを浴びるとか、そういったようなものが併設できればいいかなと思ってますけど。確かに老朽化しているし、私が思ったのは、塩尻市で、50メートルの競泳プールは必要ないじゃないかというふうに今まで思っていたんですが、せっかくなんで競技大会までやったらなくてもなくなるっていうことも、ちょっと遺憾だなと思って。それが一方的に事務局のほうから言われているようであったので、ちょっとお聞きしたわけなんです。

岩垂生涯学習部長 委員さん御指摘のとおりでございます。プールの、水泳の必要性は当然あるんで

すけれども、1点、水泳大会については廃止するという事は申し上げておりませんで、例えばヘルスパとかですね、田川高校とかほかの施設を利用しながら継続したいというふうには考えております。市大会についてはですね、内容については、またこれから検討していかなければいけないので、また1つの意見としてお伺いしたいと思いますけれども、もう1つですね、例えば、ほかのラーラとかそういうような施設を、あれも塩尻市が管轄している施設になりますので、そういった施設も、例えば補助をどうしたらいいかという提案もございますので、そこら辺も総合的に勘案させていただきたいと思っております。以上です。

石井委員 サッカー場の芝生を張って新しくしたことによって、皆さん方もおわかりだと思いますけれども、いい施設となれば大勢利用されるということで、ぜひそんなことも考えていただきたいと思います。

小澤委員長 今後も意見を交換する場が続きますので、その場でもよろしくお願ひします。

3月の市議会には、教育委員会関係は条例案件は4件、予算案件が3件が上程されました。いずれも原案可決という方向であります。

石井委員 もう1点。議員の皆さん方、非常に子供、子供って言って大切にいただいているように聞こえますけれども、議会の中で、2月に起きた川崎の事件、これについての反応かなにか、御意見はありましたか。私、ちょうどこの2月の川崎の事件が起こった日に月例会に失礼したものですから、ちょうどそれが事件の起こった日だと思います。教育長さんと後でいろいろ話をしてみまして、あれがもし塩尻でというようなことになった場合、どんな具合に考えるかというようなことを思いました。今日の教育長さんの話の中に出てくるかなと思いましたが、とても大きな事件で、我々信州の田舎では到底考えられないように議員さん方は思っているのかなと思ってお聞きします。

小林こども教育部次長（教育総務課長） 具体的に例の川崎の事件という話ではなかったんですが、先ほど永田議員の中で、いじめの状況という形の言い回しの中で、御質問ですかね、それはありました。行方不明の、所在不明の児童の部分とかもありますので、あの事件についても、親が、子供が夜どこへ行っているのかよく把握していないけども、というような話の中でですね、そういう居所不明という部分についてという形でのお話はありまして、一応今のところ行方不明になっている子もある中という話をさせていただいております。

石井委員 塩尻としても、そういう問題もなきにしもあらずというような状況でありますので、やはりそういうことが絶対起きないように状態にするには、どういう手段を講じるのかなということも考えていかなければいけないようなときではないかなと。一応、ちょっと気になりましたのでお聞きしました。

小澤委員長 ありがとうございます。市議会定例会の報告、よろしいでしょうか。

○報告第5号 校長・教頭の人事異動について

小澤委員長 では、報告第5号、校長・教頭の人事異動に移ります。教育長のほうから御説明をお願いします。

山田教育長 先ほど一部お話いたしましたでしたが、資料No. 5をごらんください。校長につきましては、塩尻東小学校、二茅、桔梗小学校、伊達、それから宗賀小学校、横山、両小野中学校、池上のそれぞれ校長先生方が定年退職されました。また、洗馬小学校の高山校長先生につきましては、同じ市内であります両小野中の校長として転任し、丘中学校の三尾校長先生については、中信教育事務所の主幹指導主事ということで転任されることになりました。転入につきましては、東小学校へ生坂小学校の教頭、横山卓朗先生、それから桔梗小学校へは、岩村田小学校の教頭の森泉雄二先

生、宗賀小学校へは、現塩尻西小学校の教頭の赤津先生、それから洗馬小学校には、現主幹指導主事の両角啓子先生、それから丘中学校へは、芦原中、小諸市ですが、教頭の田畑卓朗先生、それから両小野中は先ほど言ったとおりであります。そのような校長の異動があります。

教頭のほうであります。西小の赤津教頭、それから片丘の林教頭、木曾檜川小の青柳教頭が、それぞれ校長昇任ということで、宗賀小学校、松本の菅野小学校、上田の丸子北小学校へ着任されます。広陵中の早川教頭先生については、山陽中の教頭へ。それから檜川中の市場教頭先生については、駒ヶ根の東伊那小学校の教頭へ、それから両小野中の宮島教頭先生については、阿智第二小学校の教頭として転出されます。転入教頭ですが、塩尻西小へは、附属松本中学校の教諭であります。本木善子先生。それから片丘小学校へは、梓川小学校の教頭の三溝裕子先生。それから木曾檜川小学校へは、七二会小学校の教頭の下條寿嗣先生、それから広陵中学校へは、長野市の西部中学校の勝野雅文教頭先生、檜川中学校へは、松代中学校の村松教頭先生、両小野中学校へは、中信教育事務所指導主事の大日野先生が、それぞれ着任されることになっております。あわせて吉田小学校の教務主任熊谷先生ですが、教頭昇任ということで松本市の岡田小学校へ転任されます。以上、年度末の校長・教頭の異動になります。よろしく願いいたします。

小澤委員長 ありがとうございます。転入者の異動略歴を見させてもらいますと、ほぼ全員の方が塩尻市に在籍したことがあるということです。懐かしさをもって一生懸命やってもらえることと期待しております。校長・教頭の異動はよろしいでしょうか。

○報告第6号 4月1日付人事異動について

小澤委員長 それでは、次に6号です。4月1日付の人事異動についてであります。きょう、厚い資料No. 6を配付いただきました。これについてお願いします。

岩垂生涯学習部長 それでは、資料No. 6を見ていただきたいと思います。人事異動の方針でございます。先ほど教育長のほうからも話がございましたけれども、27年度は五次総がスタートする重要な年でありまして、中期全市戦略の基本戦略に掲げた3つの、子育て世代に選ばれる地域の創造、住みよい持続可能な地域の創造、シニアが生き生きと活躍できる地域の創造の実現を目指して、教育再生、農業再生など重点施策のスピード感ある推進と展開が求められております。

人事異動に当たりましては、この重点施策を念頭に適材適所の人事配置に努めてまいったということでございます。具体的には1番の(3)番にありますけれども、普通退職を含む退職職員23人に対しまして、新規職員27人を採用し、定年退職者のうち5人を再任用したというもので、具体的には事務分担表で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

伊東市民交流センター長(図書館長) 分担表ですが、32ページのほうへ一気にいっていただきたいですけれど、ページ順で市民交流センターのほうからになりますけれども、よろしいでしょうか。

小澤委員長 はい、お願いします。

伊東市民交流センター長(図書館長) 変わったところだけ、主に説明をさせていただきます。市民交流課につきましては、企画運営のところ横山という職員が広域連合のほうにまいります。かわりに農林課から清水がまいります。ちょっと文字を追っていただきたいと思いますけど、胡桃施設係長が、都市計画課へまいります。この部分については欠員になっておりまして、課長兼務ということになっております。島津が企画課統計係、かわりにレザンから小林がまいっております。それから市民活動支援係が、百瀬が人事課へ、そのかわりとして矢澤という新規の採用職員がまいることになっております。子育て支援センターですが、宮坂さんが退職ということで、かわりに再任用ですが山崎さん、大門保育園から。それから所長代理、中田が日の出保育園へまいり、かわりに広丘南保育園から原がまいります。それから図書館につきましては、矢澤が情報推進課、かわり

に情報推進課から中澤が来るというような入れかわりになっております。よろしくお願ひします。

小澤委員長 お願ひします。

岩垂生涯学習部長 続きまして、33ページをお願ひいたします。こども教育部の関係でございますが、保科部長が総務部長として転出、かわりまして私、岩垂でございますが、よろしくお願ひいたします。教育総務の関係です。青柳が庶務課専門幹ということで課長昇任しまして、後任には学校支援係長でございました太田が課長補佐昇任でございます。右の欄見ていただきまして、百瀬が長寿課へ転出しまして、市民課から鈴野が入ります。その右、小松が市民課へ転出しまして、農林課から辻が入ります。下に行きまして、指導主事でございますけれども、中村が長野県教育センターへ行きまして、後任には山形小から田中が派遣されます。下の段へ行きまして、教育施設係でございますが、先ほどの青柳の後任に庶務課から清水が入ります。右のほうで中田が主任昇任でございます。学校給食の係では高木が主任昇任、あと田村が都市計画課へ転出しております。

下の段へ行きまして、こども課の関係でございます。こちらにつきましては、羽多野課長が地域振興課長ということで、かわりましてスポーツ振興課から青木が入ります。課長補佐の段になりますが、芦澤が広丘西園長ということで転出でございます。右側の欄へ行きまして、伊藤という新規が採用されます。下の段で保育係ですが、先ほどの芦澤の後に広丘南保育園から百瀬が入ります。加藤が主任昇任でございます。

次のページ、34ページでございますけれども、上から3段目、古畑がスポーツ振興課からこちらのほうにまいります。吉田児童館でございます。塩尻東児童館は島田が入りまして、大門児童館に近藤が入ります。

家庭支援室の関係、室から課になりまして、異動の関係では右の欄に行きまして、永原が健康づくり課へまいります、後任に新人の永田でございます。

生涯学習スポーツ課の関係でございますが、こちら大きな変更がございます、先ほどもありましたけれども渡邊課長が退職ということでございまして、スポーツと社会教育の関係一緒になりまして生涯学習スポーツ課ということで、都市計画課から中野が課長として入ります。社会教育係の関係ですけれども、牧野が平出博物館へ転出しまして、後任に濱野という新人でございます。石井が主査から担当係長ということで昇任しております。中村係長が男女共同参画課のほうに転出しまして、宮原が檜川支所から入っております。スポーツのほうに行きまして、今井係長が消防防災課のほうに転出しておりますけれども、ここには出てきておりません。新人として増澤が新規に採用されております。

35ページの関係でございますけれども、主事の欄、一番右側の関係でございますが、中野が館長補佐係長に昇任しております。大門公民館の関係で上條が税務課に転出、くらしの相談の小松がこちらのほうに後任になります。片丘でございますが、村井が転出しまして、税務課の百瀬がこちらのほうに入っております。

平出博物館の関係でございますけれども、小林が退職になりまして、再任用ということで市民環境事業部長の中島が入ります。あと小松保美のほう退職になりまして、牧野がこちらのほうに入ります。

男女共同参画の関係ですが、寺澤課長が桔梗荘の所長として出まして、私かわりにこちらほう兼務になります。中原が市民課くらしの相談室のほうに転出しております。先ほどお話ししましたように、中原の後に社会教育課から中村という形になります。以上でございます。

小澤委員長 はい、ありがとうございます。来年度の組織が発表されたわけでありましてけれども、よろしいでしょうか。

○報告第7号 平成27年度塩尻市教育センター研修講座について

小澤委員長 続いて第7号、27年度、来年度の塩尻市教育センターの研修講座についてです。48ページ。事務局のほうから説明をお願いいたします。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） 来年度の教育センターで企画をいたしました研修講座の開催計画でございます。小学校、それから特別支援教育、それから短歌、あと各種リテラシーの関係、それから本の寺子屋等も含めまして、こういった研修の計画を計画させていただいております。教職員のぜひ参加をお願いしたいというふうに考えております。

小澤委員長 これについて2点ほど質問してよろしいでしょうか。

1点目ですけれども、金融リテラシー。私たちから見ればちょっと異質だと思うんですけれども、これは教職員の中から希望が出てきてこういう講座を設定したと理解してよろしいでしょうか。

もう1つ。このセンターの研修講座というのは、大方が学校の教職員が受講対象となると思うんです。公益性等々考えたときに、一般の方々にも門戸を広げる方向性を今後とるかどうか、そこら辺のところをお願いします。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） 金融リテラシー研修のほうはたしかですね、これは野村証券さんのほうからのプレゼンがあってのものだと思います。いわゆる野村証券さんのほうの社会貢献ですとか、そういったプログラムがありまして、そういう形の中で、今の金融市場ですとかそういったものは、報道はされるんですが、先生方もよくわからないというところの中で、現代の金融経済の基礎知識というような形の中での御提案をいただきまして、これを、今回計画の中に組み入れているものでございます。

あと一般向けの、これらの研修についての一般への公開等についてはですね、それぞれイベントなりの形式、全体形式になるのか、あるいは小分けの分科会になるのか、あるいは内容が、例えば一般向けにも理解がされるものなのか、あるいは教員向けの専門のものなのか、そういったものもあるかと思っておりますけれども、特に本の寺子屋の関係ですとかは、これはもう一般の方と同じ形でのお話になりますし、また短歌の関係についても同様でございますので、小中学校の短歌研修の8月3日の分については、これは教員専用という形で行いますけれども、いろんな講座、講座のですね、パターンの中で考えていかれるものは考えていきたい。あと会場の容量等の問題もありますので、これはまた考えていきます。

小澤委員長 ありがとうございます。

○報告第8号 長野県公立高等学校入学者選抜の結果<非公開>

小澤委員長 では、報告第8号長野県公立学校入学選抜結果についてであります。非公開としたいわけですが、よろしいでしょうか。

それでは、非公開といたします。

<非公開部分削除>

○報告第9号 学校における児童生徒の携帯電話・スマートフォンの取り扱い等について

小澤委員長 第9号、きょうの追加であります。学校における児童生徒の携帯電話・スマートフォンの取り扱いについてです。これについて事務局から御説明をいただきます。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） 本日配付の薄い3枚つづりの資料No. 25というものが、人事異動の後ろあたりにあります。よろしいでしょうか。

小澤委員長 はい。

小林こども教育部次長（教育総務課長） それでは、報告第9号についてですが、学校における児童生徒の携帯電話・スマートフォンの取り扱いについてということでございます。こちらについてですけれども、各学校ごとにそれぞれ、今までも携帯電話及びスマートフォンの校内への持ち込みとかがについてですね、それぞれ対応してきていただいているところでございます。必要に応じては、学校ごとそれぞれ学校に届け出をするとかですね、あるいはそれを預かるというというような形の中で対応してきたところですが、やはりこういう御時世でもありますので、学校における児童生徒の携帯電話・スマートフォンの持ち込み等について、市教育委員会といたしましては統一的な方法をもってですね、ルールづけをしてまいりたいという形の中で、今回この通知をですね、この年度末に向かって出しまして、新年度にそれぞれの校長名で保護者に対してこのルールについてお示しをして、どうしても必要であると、携帯電話を持たせないとどうしてもいけないというような形の中では、携帯電話等の所持の許可申請を出していただきまして、それぞれ学校ごとに、ある面厳格な適用をしていただきたいというものでございます。

基本的には、原則的にはこういったもの、情報機器については持ち込みは禁止ということで、今までとそこの部分については変わりません。あと、やむを得ない、持ち込みをする場合の手続きについて、許可をすることについて許可の様式等を掲げたものでございます。こちらの許可申請については、3枚目がその様式になってございます。それから生徒指導の、許可なく学校へ携帯電話等を持ち込んだ場合の処置については、生徒指導の一環として、下校まで携帯電話等を学校で預かることというのを児童生徒と保護者に伝えて実施をするということの中で、要は勝手に持ち込んだものの取り扱いについて、学校としてはちゃんとそれを預かるということルールとしてしっかりと保護者にも認識をさせるという形でございます。ですので、こちらについては4月の頭に各学校ごとにそれぞれ、2枚目の取り扱い等についての分を出していただきまして、それぞれ対処していただくということでございます。なお、こちらにつきましましては、昨日の塩尻市辰野町両小野中学校の組合の教育委員会のほうにも御提案をさせていただきましたが、そちらのほうでも御同意をいただいているものでございます。以上でございます。

小澤委員長 こういうようなルールを定めるという方向が示されました。初見でものを言うことは大変だと思えますが、感じたままで結構であります。意見等あったらお寄せください。

1点。こういう方向が出ると、すぐ頭に浮かぶのは、先生方はどうするかとのアクションが来るんですよね。学校の教職員のルール、マナーについてはどういうお考えをお持ちですか。

小林こども教育部次長（教育総務課長） 通常、学校の職員については、基本的には授業中は持ち込みというのはですね、基本的にはしていないとは思っておるんですが。ただ、以前、某学校で、スマホのカメラで授業風景を撮影して、それを、撮影したのはいいんだけど、ちょっとあまりよろしくない使い方をしたという先生もいらっしゃいました。ただ、非常事態等の関係で、持たざるを得ないときっていうのも多分ある。ですから、例えば校外学習のときとかですね、それはもう当然必要になるので、持っていくと思います。通常の学校の授業中なんかのときに携帯をしている必要があるのかどうかという部分については、異議もあるところだと思います。通常だと、そんなに、持って、授業中に携帯して授業する必要はないんじゃないのかなあと私的には思っておりますけれども。特段事情のある児童の親なんか電話を入れてくる予定があるなり、いろんなことでやむを得なく持っているというようなことはあるのかもしれませんが。そこら辺については、各先生の、若干、多分学校ごとに授業中の置き場所、それから情報セキュリティポリシーの中で、例えば携帯電話を例えば自分の机の上にぽこっと置いてあるというような形のものについても、情報セキュリティ上、非常によろしくないということになっておりますので、それなりに目のつかないところ、もしくはわかりづらいところに置くとか、そういうようなことも必要にはなってくると。

そこら辺のしまい場所については、情報セキュリティーポリシーということで、各学校に情報セキュリティー監査というのを中村先生のところでしていただいております。これは年2回ぐらいやっているんですけども、そのときに、例えばそういう、ほっぼってあるようなものとか、あるいはデジカメですとか、あるいはパソコンが電源が入りっぱなしになってるとか、そういったものについて、もうちょっと扱いを慎重に下さいよということで、御指摘をして改善をしていただいているという例もございます。ですので、こういった情報機器の持ち込みについては、やはり先生方自身のモラルの向上というのも多分必要ではないのかなとは思っております。

小澤委員長 はい、了解です。3月なりの校長会で、こういうことをやるが各学校ではこれについてはどう考えるかとか、親の意向はどうだとか、いわゆるリサーチという、そういうことを済ました上でのこういうルールづくりというふうに理解してよろしいですね。

山田教育長 このことについては、私が校長をしていたときにも市の教育委員会との関係の中で、子供たちが携帯電話・スマートフォンは学校へ持ち込まないという、そういう指導がありました。その時も今回と同じように保護者から申請を受けて、そして学校で申請した子供については専用の箱を設けて、朝子供が来るとそれを受け取ってそこへ放課後まで置いておき、放課後取りに来た子供たちに渡すということをやっております。ですので、それをさらにルールを徹底してやっていこうという、そういう今回の取り扱いということになります。このことは、改めて全校で確認をして、この方針で塩尻市はいきますということをして4月当初に確認をしてまいりたいと思います。

小澤委員長 子供たちに対してはもう下地はできていると、そういうことです。教員もそれにのっとって、マナー、モラルを持ってやると、そういうことです。

石井委員 いいですか。そんなことより、子供はだめですよ、先生は違いますよって、そういう話はいかないのですか。

山田教育長 教職員もスマートフォンの扱いについては、例の事故の後に先生方のほうにも確認をしております。もちろん緊急連絡の必要はありますので学校へは持ち込みますけれども、授業中、必要ないときには鍵のかかる場所へ入れておくこととしております。ただし、教職員は特に非常時の場合について、子供が怪我をしたとか、または急な落雷によって下校をできないので保護者から迎えに来ていただくというような場合には、一斉に保護者へ連絡する必要があります。そうしたときにはさまざまな情報のやり方があるんですけども、連絡網で回すというようなときには、学校の電話は回線が少ないので、どうしても一時期に連絡する場合については、携帯を使わざるを得ないという状況もあります。ですから、非常時、それからどうしても必要な場合については使うということですので、子供たちにも理解をさせて、また教職員も意識をきちんと持って利用をするというようにしていきたいと思っております。

石井委員 今、話が出ている、こういう規則でやってくださいってことで、家に連絡をし、困る方は許可を得てということをやっている。それ以外の人は、先生が持っているのに何を俺たちがいけないんだというようなことは、おかしい話だなと思いがた。

小澤委員長 通学状況の悪い子供たちにとってみれば、親たちは安全確認というか緊急連絡をするという、通学安全上から見れば、持たせたいという思いもわからないことはない。

石井委員 それは、許可を得れば持てるでしょう。

小澤委員長 朝学校へ来たら先生に預けると、こういうルールをつくらうということですよ。

石井委員 だから、ルールをつくれればいいでしょ。それで、子供たちのほうがそういったことで騒いだらどうするなんてことをは、私はおかしい話だと思いがた。生徒は生徒、先生は先生なんだって、そこら辺はきちんと分けれるような教育をできないってことが、おかしい話だなと思いがた。

小澤委員長 そう言われないうちに、教職員もあるいは学校も規律正しくやっていこうと、こういう

ことです。

渡辺職務代理者 前に先生の携帯のことで問題があったときに、教師は教室へは持ち込まないっていうような話があったような気がするんですけど、それで徹底しようっていう話があったような気がするんですけど、今はそういうことはないんでしょうか。崩れちゃっているんでしょうか。教師は授業中も携帯はOKっていうことなんですか。

小澤委員長 不統一の部分もあった。

石井委員 教室に持って行かなかったり、鍵のかかるようなところへ置いていては、緊急の場合困るでしょ。何で携帯電話を持って来るかってことになれば、緊急の場合に役に立たないものを持ってこない、そんなの持って来るなってことになるよ。

小澤委員長 おもしろい話もあります。親たちはいつでも必要が生じた時に担任に連絡をする。この時、担任がすぐ出ないと、あなたは私のところに目を向けてくれない、私の子供はどうでもいいんだと、すぐそういうリアクションになるっていうんです。それは特別な例だと思いますが、そういう感情もあるから、一概にだめですよ、教員は持っていてはいけませんよっていうことについては、ちょっと消極的な部分もあったと、こういうようなこともあります。

石井委員 そこら辺を子供に納得させられないってこともおかしな問題だだと思います。

小澤委員長 そこのところはまた難しい問題もはらみますので、また校長会等で、ざっくばらんな話し合いをしていただければと思います。そんなことで教育長、よろしいでしょうか。

山田教育長 はい。

4 議 事

○議事第1号 塩尻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

小澤委員長 では、議事に入ります。議事第1号、塩尻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則に入ります。資料49ページ以降であります。このことについては、2月の定例教育委員会で説明していただいておりますので、事務局からの説明を省きたいと思っております。補足説明があったら、それについて説明をいただく。こういう進行でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

小澤委員長 それでは、議事第1号についてであります。事務局から補足がありましたらお願いします。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） 特段補足はございません。若干、てにをは程度の修正はございますけれども、改正の主要部分については変更ございません。

小澤委員長 変更なしということであります。委員からの質問や意見はどうでしょうか。なし。

では、お諮りいたします。原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 それでは、議事第1号は、原案のとおり決することにいたします。

こういうように、1つ1つ進めてまいりますけれども、御協力をください。

○議事第2号 塩尻市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

小澤委員長 第2号、塩尻市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則であります。65ページ。資料の10であります。事務局、補足ありますでしょうか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） ございません。

小澤委員長 意見、質問はどうでしょう。なし。

〔「はい」の声あり〕

小澤委員長 それでは、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

小澤委員長 議事第2号は、原案のとおり決することにいたします。

○議事第3号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

小澤委員長 めくっていただいて72ページです。議事第3号、塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則であります。事務局に伺います。補足ありますでしょうか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） ございません。

小澤委員長 なし。意見、質問よろしいでしょうか。

お諮りします。議事第3号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認めます。議事第3号は、原案のとおり決します。

○議事第4号 塩尻市公民館管理規則の一部を改正する規則

小澤委員長 続きます。74ページです。議事第4号、塩尻市公民館管理規則の一部を改正する規則であります。事務局、補足ございますでしょうか。

渡邊社会教育課長 ございません。

小澤委員長 委員からの意見、質問はありますか。なし。お諮りいたします。議事第4号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認めます。議事第4号は、原案のとおり決します。

○議事第5号 塩尻市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則

小澤委員長 76ページであります。塩尻市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則であります。76ページごらんください。補足ございますでしょうか。

渡邊社会教育課長 ございません。

小澤委員長 意見や質問はありますか。なし。

お諮りいたします。議事第5号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

小澤委員長 ありがとうございます。議事第5号は、原案のとおり決します。

○議事第6号 塩尻市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

小澤委員長 めくっていただいて、議事第6号、塩尻市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令であります。事務局、補足説明ございますでしょうか。

米窪教育企画係長 ありません。

小澤委員長 ありません。質問、意見はどうでしょう。

〔なし〕の声あり〕

小澤委員長 お諮りします。議事第6号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

小澤委員長 それでは、議事第6号は、原案のとおり決することにいたします。

○議事第7号 塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

小澤委員長 遠くへ飛びまして、85ページをお開きください。議事第7号、塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令であります。補足説明ございますでしょうか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） ございません。

小澤委員長 意見や質問はありますか。なし。

お諮りします。議事第7号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議なし。議事第7号は、原案のとおり決することにいたします。

○議事第8号 塩尻市教育委員会職員賞罰委員会規程の制定

小澤委員長 次、めくっていただいて、87ページであります。議事第8号、塩尻市教育委員会職員賞罰委員会規程の制定についてであります。事務局のほうから補足等ありますでしょうか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） ございません。

小澤委員長 意見、質問はどうでしょう。なし。

お諮りします。議事第8号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 なしと認めます。議事第8号は、原案のとおり決します。

○議事第9号 塩尻市キャリア教育支援協議会設置要綱の制定

小澤委員長 めくっていただいて、89ページです。議事第9号、塩尻市キャリア教育支援協議会設置要綱の制定です。事務局から補足説明等ございますでしょうか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） ございません。

小澤委員長 意見等、よろしいでしょうか。

お諮りします。議事第9号は、原案のとおり決することに異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 議事第9号は、原案のとおり決しました。

○議事第10号 塩尻市元気っ子応援協議会設置要綱の一部改正

小澤委員長 めくっていただいて、91ページです。議事第10号、塩尻市元気っ子応援協議会設置要綱の一部改正についてであります。事務局から補足説明ございますでしょうか。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） ございません。

小澤委員長 委員のほうから質問等、いいですか。

お諮りします。議事第10号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 議事第10号は、原案のとおり決します。

○議事第11号 塩尻市就学指導委員会設置要綱及び塩尻市立小・中学校就学指導委員会設置要綱の一部改正

小澤委員長 裏のページ、92ページであります。議事11号、塩尻市就学指導委員会設置要綱及び塩尻市立小・中学校就学指導委員会設置要綱の一部を改正する件であります。事務局のほうから補足説明等ございますでしょうか。

百瀬家庭支援室長 ございません。

小澤委員長 意見等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

小澤委員長 お諮りします。議事第11号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 なしと認めます。では、議事第11号は、原案のとおり決しました。事務局にあっては、今後公示の手続き等についてお願いいたします。休まずに、続けてやっていっていいですか。

○議事第12号 生涯学習推進プランⅢについて

小澤委員長 それでは、プランについてです。議事第12号、生涯学習推進プランⅢについてを議題といたします。別冊No. 20であります。これについて事務局から御説明をお願いいたします。

渡邊社会教育課長 それでは、私から塩尻市生涯学習プランⅢを御説明いたします。しかしながら、11月の塩尻市教育委員会協議会及び1月22日、同じく協議会での提案と協議をいただいておりますので、かいつまんで説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

プラン改定に当たりましては、プランⅡが平成18年から平成26年度までの期間で実施されており、26年度末で終了いたしますことから、27年度から9カ年の生涯学習プランとしてお願いするものでございます。

生涯学習プランⅢの性格といたしましては、第五次塩尻市総合計画に掲げました都市像の実現を生涯学習の観点から目指すものであります。これは、5ページに記載してございますので、御確認ください。

続きまして、18ページをご覧ください。このプランの基本構想ですが、基本理念といたしましては、「誰もが学び、つながり、活かすまち」ということでありまして、市民の誰もが生涯学習に取り組み、仲間をつくり、その成果を活用できるまちを目指すというところであります。私ども教育行政といたしましては、学習の場や機会を整備するように努めるということでございます。

続いて19ページをご覧ください。生涯学習推進の5つのステップということで掲げてございますが、本市が目指す生涯学習の姿をこのような5つのステップに分けてございます。1のみんなに開かれた学習の場ということがあり、誰もが気楽に学習に取り組めるというもの、それから徐々に立ち上がっていきまして、3番の学習において新しい仲間が生まれるという点までは従前のおりでございましたが、それから先、地域に新しいリーダーが育つというようなこと、またその先線に、地域に新しい知恵が生まれるということで、ただ1、2、3であるように、個として学習をし仲間が生まれるというだけではなく、それが地域に還元されるというような姿をイメージしておりまして、このスパイラルが本編の中で掲げられているそれぞれの施策でございます。

続いて22ページをごらんください。これら計画の体系につきましては、今のスパイラルとそれらの基本施策がどのような関係になっているかを述べてございます。

最後になります。23ページ、これが計画年度としてどのようになっているかということでございますが、第五次塩尻市総合計画とリンクしておりまして、9年間の実施計画であり、3年ごとのそれぞれの進捗を確認しながらの進めていくものです。

申しわけございませんが、24ページをご覧ください。指標を掲げてございます。この囲みの欄ですが、当市の第五次総合計画の計画数値によりまして31年度の目標数値とさせていただきます。しかしながら、最終年度である平成35年度の提示がございましたので、この目標数値のH31をH35に変えていただきまして、最初の欄、51.7%を52.1%へ、また次の欄、36.0%を37.8%という最終年度の目標値に訂正をお願いいたします。私からは以上です。

小澤委員長 ありがとうございました。私たち、都合3冊をいただいた中で勉強させていただきました。今回示された中では、表紙にカットが入った、あるいは前回プランには進捗管理が入っていたが、今回は抜いてある。それから、巻末資料が入ったというようなことであります。また、データが変わっていること。今回は、最終提案であります。委員のほうから質問、意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

小澤委員長 それでは、お諮りします。議事第12号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。議事第12号、生涯学習推進プランⅢについて、原案のとおり決することにいたします。ありがとうございました。

○議事第13号 スポーツ推進計画について

小澤委員長 続いて議事第13号、スポーツ推進計画について、別冊であります。事務局から御説明をお願いいたします。

青木生涯学習部次長（スポーツ振興課長） それでは、塩尻市スポーツ推進計画、資料No. 21、別冊のほうになります。よろしく申し上げます。この計画につきましても、先ほどの議事第12号、生涯学習推進プランⅢと同様に、本年度1年間かけて策定を進めてまいりまして、教育委員会では2回の協議会で御意見をいただいたほか、事前に配付させていただきました御意見をいただいております。また、この計画の策定のために組織いたしましたスポーツ推進計画懇話会も5回開催いたしまして、各分野から御意見をいただいてまとめたものでございます。

中身でございますけれども、まず1ページ、計画策定の趣旨でございます。後段にありますとおり、今後の本市のスポーツの推進を図る具体的な行動計画として策定するものでございます。

2ページ、計画の位置づけでございますが、第五次塩尻市総合計画におけるスポーツ推進に関する個別計画の位置づけでありまして、これも2ページの下にありますとおり、本市における今後のスポーツ推進の方向性を明らかにするとともに、具体的な施策を関係機関とともに総合的かつ効果的に推進するための計画でございます。

それから右側、3ページでございます。計画の期間につきましては、第五次総合計画とあわせまして、平成27年度を初年度とする平成35年度までの9年間とするものでございます。また、3年ごとに進捗評価を実施いたしまして、必要に応じて見直しをするというものでございます。

飛びまして10ページでございますけれども、計画の基本理念でございます。枠に囲まれている部分でございますが、30年後にも選ばれる地域としての田園都市塩尻市をスポーツの力で未来につなぎたいということで、「未来に輝く健康スポーツ都市しおじり」という基本理念とさせていただいて、3つのサブテーマ、柱を掲げさせていただいております。

それから右側、基本目標でございますが、6つの目標を掲げております。子供のスポーツ機会の充実、ライフスタイル・ステージに応じたスポーツ活動の推進、スポーツを通じた地域づくり、競技スポーツの振興、スポーツに関わる人材の育成、スポーツ施設の整備と有効活用という6つの目標を掲げまして、具体的な施策につきましては12ページ、13ページで体系を表にまとめさせていただいておりますし、14ページからは、それに基づいての具体的な施策の展開を記載させていただいております。事前に全体をお示しして御意見をいただいた後、基本的な大きな部分の修正はございませんので、中身についての説明は省略させていただきますが、こんな形で最終案をまとめさせていただきました。これで決定いただければ、4月以降これに基づいて具体的に進めてまいりたいということで、公表もしてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

小澤委員長 ありがとうございます。スポーツ推進計画も私たち3回ほど勉強させていただきました。最終提案であります。いかがでしょうか。

2点ほど、お願いします。26ページ、ちょっとお出しください。一番下の黒丸ですけれども、プロスポーツや学校とのと書いてあります。前はプロスポーツチームって書いてあった。今回は落としてあります。私は、前回のようプロスポーツだけでなく、チームを入れておいたほうがいいんじゃないかと思えます。プロスポーツチームは組織です。大学も組織です。だから組織やチームとの交流というふうに統一したほうがいいと思えます。これが1点です。

もう1点は、今井さんとも話したんですが、地域のアスリート、地域出身のアスリート、地域指導者、この3つの使い分けがすっきりしない。使われている意味はわかります。地域のアスリート、地域出身のアスリート、地域指導者の意味はわかりますが、役割分担を表現するのが難しい。その不明確さ、迷いが一番よくあらわれているのが30ページです。基本施策5-2、地域のアスリートから地域指導者への連携、このタイトルで、何の連携かが分からない。地域出身アスリートが地域のどこかに就職を得て地域の指導者になるのかなとか、いろいろ想像できるんですが、その迷いのあらわれがこの言葉に出ていると思えます。施策の展開の中でも、この使い分けがすっきりしない部分がありますので、ここら辺のところ、もう1回検討していただければという気持ちがあります。

青木生涯学習部次長（スポーツ振興課長） まず26ページのほうからでございますけれども、このプロスポーツチームという表現につきましては、委員長さんからも御意見をいただいて事務局の中でも検討した結果、チームという表現を落としたものです。これについては、チームに属さず個人としてプロでやっている選手もいるということで、こういう表現とさせていただいたものではありますけれども、組織とプロスポーツという表現で違和感があるということであれば、修正も可能ではあるのかなというところでございます。

それから、地域のアスリートの関係も、その2つ上の白丸のところにもございますし、先ほどの30ページのところでも表現がございまして、地域のアスリートにつきましても、実際にその地元で育っていった方もありますし、この地域、塩尻市のほうに仕事なり何なりで来ているという、出身ではないけれども地元で活躍している選手もいるということで、こういった広い表現にさせていただきます。また、指導者につきましても、具体的に地域で指導をされている方、外へ出て指導をする方等もいますので、こういった、どちらともとれるような広い表現にさせていただきます。けれども、これにつきましても、表現の部分での修正については考慮していきたいと思えます。以上です。

小澤委員長 きょう、時間の関係で更なる検討もできませんので、字句の修正等については事務局へお任せしますので、検討していただければと思えます。お願いします。

石井委員 今の委員長の言おうとしているのは、ここへ組織を入れるということでしょう。

小澤委員長 プロスポーツチームという組織。

石井委員 チーム。

小澤委員長 26ページです。

石井委員 プロスポーツチームとか、そういう組織を入れる。

小澤委員長 固有名詞はいらないですが。

石井委員 大学連盟とかっていう。

小澤委員長 プロスポーツっていう単なる名称です。プロスポーツや大学とすると、大学は組織。2つを組織、組織として並列にする。交流の対象は組織です。

石井委員 事務局としては、これでわかるという解釈だよね。あえて組織を入れなんでもね。

青木生涯学習部次長（スポーツ振興課長） プロのスポーツと大学でのスポーツという表現で記載さ

せていただきましたが、組織なら組織でそろえる、それから、名詞なら名詞でそろえるということは確かに大事なところであるかと思しますので、組織でそろえるか、これをプロスポーツや大学スポーツという言い回しにするか、事務局のほうで再度検討して、施策の中身には変更ございませんので、表現の部分で修正をさせていただければと考えます。

渡辺職務代理者 プロスポーツ選手ってすれば、団体でもチームでも個人でも全部入ると思うんだけど、そのほうがすっきりするような気がするけども。

石井委員 あえて組織を入れなんでも通用。まあいいです。ちょっと考えて、もう1回検討してみてください。

小澤委員長 地域のアスリート、あるいは地域出身アスリート、地域指導者、この使い方について意味はわかりますけれども、役割等についてはもうちょっとわかるようにしてもらえばありがたいとの要望です。これもまた事務局で検討しておいていただければと思います。お願いします。あと、よろしいでしょうか。

石井委員 今のところね、両方ともこの太字の下にね、こういうぐあいにプロスポーツ選手とか指導者とかっていうことを入れてあるんで、もう1度検討してみて。そんなにこだわることもないけどね。

小澤委員長 事務局は毎回、毎回目を通し、細かいところまで検討してある、その足跡がよくわかり、ありがたいことと思っております。それでは、スポーツ計画については諮ってよろしいでしょうか。意見、御質問等はなしと認め、お諮りします。議事第13号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 議事第13号は、原案のとおり決します。今、意見出された点については、再度よろしく願いいたします。

○議事第14号 読書大好き塩尻っ子プランⅡ 第2次塩尻市子ども読書活動推進計画について

小澤委員長 続いて議事第14号、読書大好き塩尻っ子プランⅡについてであります。事務局からきょう新たに配付されました。御説明をお願いいたします。

伊東市民交流センター長（図書館長） 字句の訂正等、細かなところの統一でちょっと時間を食いまして、送付が遅れまして申しわけありません。送付したものと今日のものとは基本的に違っておりませんので、よろしく申し上げます。というか、今まで説明してきたところと骨格等、考え方等、大きなところは全く変わりございませんので、省きながらの説明をさせていただきますが、ちょっとめくっていただいて、目次のところで大枠のところの説明させていただきますが、Ⅰ番で第1次の状況の把握、そしてⅡ番で第2次の計画の基本的な考え方を定め、Ⅲ番で具体的な方策を述べ、Ⅳ番で普及啓発活動について、そしてⅤ番で推進体制について述べるという骨格でもって当初からやってきております。それぞれ、その中でもって見てきていただいておりますのでよろしいかと思いますが、1次のところは飛ばしまして、Ⅱのですね、6ページから基本的な方針、一番の主のところになりますけれども、目的、位置づけにつきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき5年計画で進めていくというようなことが書いてございます。

めくっていただいて、7ページの説明だけさせていただきたいと思っておりますけれども、今回やる中で第1次と大きく違ってはいますが、県、国の計画にしましても、押しなべてゼロ歳から18歳という計画づくりになっておりますけれども、そのページの4番の基本方針の（1）にありますとおり、全てについてコンセプトを述べておりますが、特に乳幼児期のですね、読書とのかかわりの重要性

ということにしっかり目を向けていきたいということで、それに向けて家庭や学校や幼稚園、保育園、地域が取り組んでいきたいというような、少し緩急をつけたことになっておりますが、その目的は生涯学習の基盤づくりということで、全体への目配りとしているところがちょっと違いを出してございます。それから7番の数値目標ということで、1次にはございませんでしたけれど、2次では数値目標を出したというところでございます。学校におきましては、読書活動推進委員会を、第1次以降ちょっと停滞していて結局なくなったものを、昨年度立ち上げていただきました。今回の計画をもとにですね、計画をつくって終わりということにならないように、各関係機関、連携しながら進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

小澤委員長 ありがとうございます。これも3回、目を通させていただきました。質問、意見、ございますでしょうか。

お諮りします。議事第14号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認めます。議事第14号は、原案のとおり決しました。

○議事第15号 塩尻市いじめ防止基本方針について

小澤委員長 続いて議事第15号、塩尻市いじめ防止基本方針について、96ページからであります。事務局の説明を求めます。お願いします。

小林子ども教育部次長（教育総務課長） それでは、議事第15号、塩尻市いじめ防止基本方針につきまして御説明いたします。こちらにつきましては、いじめの初期の認知からですね、その対処等について、それぞれ教育員会、あるいは学校、あるいはその保護者についてのあるべき姿について基本的な方針を定めましていきたいというものでございます。これにつきましては、97ページのほうの大きなローマ数字のI番、基本的な方針の趣旨のところですが、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づきまして、学校、地域住民、保護者等の関係者によりまして、いじめ問題の克服に向けて取り組むような指針として教育委員会が定めたものでございます。

大きくその目指す方向といたしまして、全ての児童生徒がいじめを許さず、自分も相手も大切に、心の通い合う温かな人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組み、居場所・生きがい・存在感を感じられるようになることを目指す。また、児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大ごとになる前に早期発見・早期対応に努めたい。それから3番といたしまして、いじめをもし受けてしまった児童生徒がいた場合には、その児童生徒の心身の安全を第一に児童生徒に寄り添い、学校、家庭、関係機関等が連携し、いじめ問題を乗り越えることを目指すということでございます。

また、いじめの中では、この法律の中でですね、いじめの具体的な定義をしてございます。下のいじめの認知の部分でございますが、いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、これはインターネットを通じて行われている、例えばさらしですとか、そうしたのも含まれてあって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいうということでございまして、要は被害者という言い方はあれなんですけれども、いじめをされたという児童生徒が苦痛に思っていれば、その行為は全ていじめであるという認識をしていくというものでございます。また、こうした形の中で、本人や周辺の状況等を客観的に確認したりするなどして、複数の教員でこの事実を確認した中で対応していくという形になります。

次のページ、98ページにつきましては、いじめの防止等に対する基本的な考えとして、大きくいじめの未然防止、それからいじめの早期発見、それからいじめへの対応という形でそれぞれ定め

てまいりたいものでございます。

次の99ページは、教育委員会としての取り組みとしまして、まず組織的な問題といたしまして、現在ある形ではありますけれども、そこを改めて本方針の中に定めて位置づけをしてまいりたいという形になります。いじめ防止のための組織としましては、現在おります学校支援コーディネーター、それと学校スーパーバイザー、子と親の心の相談員、教育相談員といった皆さんが学校訪問を行い、把握した児童生徒及び教職員の悩みやそれぞれの課題等について、市教育委員会の関係部署で構成する学校訪問連絡会において情報共有を図るとともに、対応策等について協議をしていきたいものでございます。新年度からにつきましては、学校スーパーバイザーと子と親の心の相談員につきましては、それぞれ拠点校配置になっておりましたが、今年度からは教育委員会の教育総務課の中に配置することによりまして、より連携を密にし、かつ機動的な行動ができるような形での運用を考えているところでございます。学校訪問連絡会は25年度から開催しておりまして、ほぼ毎月、コーディネーターと当事者の先生方、もしくは私ども事務方も集まりまして、現状、それから状況、それから対処の方法等について協議をして情報共有をしているところでございます。

次の状況把握といたしましては、今のような学校訪問連絡会を含めまして、そのほか学校から毎月出されます不登校・不登校傾向児童の状況と未然予防、その他の報告によりまして気がかり児童等の情報を収集しまして、それによって学校の現状、また学校へ訪問するなどして現状把握を努めています。

また、Q-Uアンケートにつきましては、小学校、中学校、それぞれ2回の公費負担をもって、それぞれ学校の各クラスの状況の把握に努めてですね、いきたいというふうに考えております。結構、昨年、26年度の2回目のQ-Uアンケートの結果が先ごろ出てまいりまして、やはり前半期にやったQ-Uアンケートの結果による、要はクラスの中で疎外されてしまいがちな児童生徒の部分について、その後の指導がある結果、よくなったと。それからまた半年間学校生活する中で、新たなそういった児童が出てきている可能性についての傾向の確認等もできましたので、そういうところについては、各学校、各クラス担任教諭の中でさらに対応していただきたいという形の中で、その結果通知等を戻しているところでございます。

また、学校間の連携という形の中で、生徒指導部会、生徒指導連絡会等におきまして、小、中、それから高校も含めた連携を進めていきたいというふうに考えております。

次の100ページ以降でございますが、こちらにつきましては、より具体的な機動性を持たせなければいけない学校における取り組みについて記載をさせていただいてございます。先ほどの98ページ、99ページをさらに細かくして記載しているという形になります。

それから103ページにつきましては、学校と家庭、地域、関係機関等が連携したいじめ防止等の取り組みについて記載されています。保護者のかかわり、それから地域でのかかわり、関係機関等との連携、そうした形の中で、その中でのそれぞれの立場での連携、対応について記載をさせていただいてございます。

また104ページにつきましては、重大事態への対応という形の中で、いじめ防止推進法のほうで定めてございますけれども、重大な犯罪的な行為もしくは人命あるいは傷害等に当たる行為、そういったものが出てきた場合につきましては、学校、それから調査委員会、学校の中での対応、それから調査委員会等の設置、それからそれによる調査の実施とそれによる具体的な対応の部分について記載をしていきたいというふうに考えております。そこら辺の重大発生時の調査、報告等のフローにつきましては、106ページのほうで記載させていただいておりますが、このようなイメージをですね、一応こうして基本方針として明文化することによりまして、よりいじめのない学校生活という形の中で進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

小澤委員長 ありがとうございます。それでは、15号について、委員からの意見を求めます。

石井委員 さっきも話しましたが、川崎の事件が起きたときに、さて塩尻市はどんなぐあいになっていたかな、なんて思って、これを読み返してみたんです。これだけきちんとしたものができていて結構だなと思いますが、私どもが知っていたって価値がないわけで、広くやっぱり保護者に知ってもらい、あるいは地域の人間に知ってもらいということが必要ではないかな、なんていうふうに考えた場合に、この基本方針案をそのまま保護者へ配っても読んでもらえないと思うけども、やっぱり何かそういった面でのいじめに対する関心を持ってもらうような、保護者に持ってもらえるような、あるいは地域の人間に持ってもらえるような、何かそういったイラスト入りのパンフレットみたいなものができて配ったらどうかと、ちょっと考えたわけです。そこら辺もちょっとまた考えてみてもらえればありがたいです。せっかくこれだけのものができていて、私どもだけではもったいないと思っておりましたので、そんな点を加えて、参考に使っていただければありがたいと思いい言言しました。

小林こども教育部次長（教育総務課長） 確かに、こうやってただ冊子にして持っただけじゃ、単なる、何にもなりませんので、そこら辺についてはこれからいろいろ研究して、より広く効果的に皆さんの目に触れるようなものになるように研究してまいります。

石井委員 よろしくお願ひします。異議はございません。

小澤委員長 お願いします。99ページ、教育委員会の取り組みの項についてです。教育委員会としては、防止のためにこの5つを重点的にやることはよく分かります。私はここへ、塩尻市の大きな特色であります情報を入れたい。中村指導主事の大きな仕事の1つで、主事は、インターネットにおける問題行動をチェックして即座に手を打つという大きな役割を担っております。これは、塩尻市の教育委員会の大きな特色の1つだと思ひます。インターネットを介するいじめの事案に対する対策を項目としてうたっていただきたいというのが要望です。ちなみに、学校の取り組みの項目にはあります。それと連動させればいいと思ひます。

2番目です。重大事案が発生したときの104ページです。ここに書かれているのを素直に読むと、学校でとにかく組織を立ち上げて、学校で調査委員会をやって公表しろと、学校主体というにおいがするんです。ですが、命にかかわること、あるいは長期欠席にかかわるようなことが発生しますと、今、石井さんが言った川崎のような、私たちも経験しておりますけれども、いざ重大事案が発生しますと、まず学校がやりなさい、学校が主体を持ってやりなさい、これは絶対許されません。とにかく主体は教育委員会です。ですから、それを全面に出して、主体は教育委員会であるという姿勢を十分に打ち出せるような文体にする、また、記述内容も同様に、これを要望いたします。きつい言い方で申しわけありませんが、重大事態への対応については、教育委員会の覚悟や責務が必要でありますので、それがにじみ出るようにしていただきたい、そういう要望です。

渡辺職務代理者 いじめの場合、例えば、こういうシステムがありますよってというのは、それはそれでいいんですけども、目の前にいじめられている子供やそれを見ている保護者がもしいた場合、あるいは生徒がそれを目撃した場合、この学校では誰に連絡すればいいのかっていう窓口を必ずしっかりとつくっておく必要があるような気がするんですね。この基本方針の中では、どこがまず第一の相談の窓口になるのかってことが、なかなかはっきりわからないような気がするんですけども、それは各学校で決めることでもあるような気もするんですね。だから、いろいろな窓口はあるんだけど、とにかく我が学校では誰が、どこが一番最初の窓口だよっていうのをやっぱりしっかりとPRしておく必要があるような気がするんですけど。

太田学校支援係長 一応今回、市の教育委員会の方針という形でつくらせてもらっているんですが、実はこの法律の規定によって各学校においてこの基本方針というのを定めなさいというような説

明になっておりますので、学校においては、今年度26年の4月施行という形で、もう既に基本方針ということをご各学校それぞれ定めておまして、私のほうからもできる限り、PTAの方ですとか、あるいは地域の方が入ってくるような会議があったようなときは、うちのほうではこういう方針によって取り組んでおりますっていうことをPRしていただきたいという話を出してあるところです。

あと相談窓口の件なんですけれども、以前から学校においては、目安箱じゃないですけど、意見を入れる箱であったりですとか、あるいは校長先生や教頭先生のところでそういった窓口を担っていくっていうような話は、随時子供たちや保護者の方にもお知らせして取り組んでもらっておりますので、それについては引き続き、もうちょっと全体に周知をしていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしく願いいたします。

小澤委員長 市教育委員会として、こういういじめ防止にかかわる規定か、規則か、方針を定めている他市はありますか。

太田学校支援係長 今回、このいじめ基本方針というものについては、地方いじめ基本方針というような各自治体なり教育委員会なりで定めるということが努力規定という、法律では定められていて、19市の中でも昨年の夏ごろ調査した中でも、ほぼ半数ぐらいが策定、あるいは策定予定というところでありましたので、年度末へ来て、多分ほぼ全ての19市においても基本方針というもの、つくられてきているはずでございます。ちょっと私の得ている情報は、そんなところでございます。

小澤委員長 私は、塩尻はトップを走っているっていうか、先行的な教育委員会だと思っています。ゆえに、塩尻市はこういう姿勢を持つんだということをごんと出してほしいなと思っています。まあ、明けて4月からはほぼ全ての市町村が出せろうと、こういう理解です。わかりました。それでは、文言等について、事務局に委ねるということで、議事15号、塩尻市いじめ防止基本方針についてお諮りいたします。議事第15号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認めます。議事第15号は、原案のとおり決しました。

5 その他

○その他第1号 教育委員会関係例規改正（案）について

小澤委員長 その他に入ります。その他第1号、教育委員会関係例規改正（案）について、107ページであります。一番後ろになると思います。事務局から、お願いします。

掛川子育て支援センター所長 それでは、107ページをお願いいたします。塩尻市ファミリーサポート事業実施要綱についてです。ファミリーサポートは、市民相互の育児の援助活動を通して困ったときには地域に頼れる人がいるという安心感を持っていただき、地域の子育て環境の充実を図ることを目的とする事業です。平成16年から実施してきたものですが、27年4月より、生後3カ月から3歳までの未就園の子どもを対象とした利用料金の助成を行うことになりました。1人につき2時間分の無料利用券、金額にすると1,200円分になりますが、この利用券を配付するというのが新たな内容として加わりますので、必要な事項を定めております。

小澤委員長 市長の公約の1つであります。要綱を定める。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

小澤委員長 ありがとうございます。以上です。事務局から、このほかに何かございますでしょうか。

米窪教育企画係長 特にございませぬ。

小澤委員長 ありがとうございます。委員のほうから、よろしいですか。

6 閉会

小澤委員長 今年度、最終でございます。最終に当たり、委員を代表して一言。保科部長さん、岩垂部長さん、伊東センター長さんを初めとして、結束が固く学ぶ姿勢の旺盛な事務局の皆様方に感謝の言葉を述べたいと思います。

私は、最終定例教育委員会に当たり、今年度の定例教育委員会のレジュメをめくり返してみました。4月早々に図書館、スポーツ、生涯学習、子育て、それから教育振興、この5つの基本計画の策定予定が事務局から説明されました。今年度、私たち教育委員に課せられた責任の重さを、重大さを感じたあの時でございました。これらの計画案は、提出されるたびにその内容が整理されて明確になっていって、私たちはそんな心地よさをも覚えたことであります。策定にかかわった外部委員の方々にも改めて感謝をするものであります。今回全ての策定が終了して、4月からはこれに沿って実施されていくこととなります。でき上がった基本計画案の上にその時代の要請をどう取り入れていくか、そのことが課題となりましょう。どんなアレンジになっていくか、楽しみでもあります。

基本計画案以外では、中学校の部活対応、あるいは学力テストの公開についても慎重検討の中、動揺することなく実施に移すことができました。この2つについては、塩尻市の動き、県下で注目されておりました。山田教育長、先導役を果たされたなど、そんな思いであります。これからも新たな施策、政策については、注視されていくものと内心思っております。

そして新体育館の建設に当たっては、生涯学習部、本当に心労があったと推察いたします。来年度は最大の山場を迎えることとなりますけれども、今年度の歩みのようにスピードのある中、じっくりと丁寧に実施していくことが求められると思います。

さらには、教育委員会の組織改正がありました。2部が1部になりました。部長さんの分担は非常に多岐にわたります。こども教育部は、部を挙げて結束という心でお支えすることを願っております。教育委員もささやかではあります。意欲をもって、その一翼を担うつもりです。

今年度の私たちにかかわる大きな出来事の1つに教育委員会制度改革があります。4月から施行となることでありますけれども、塩尻市は28年の6月までは従来の制度となります。新制度になりますと、新教育長への負荷は大変なものとなると予想されます。よって、私たち4人の連携、連帯が求められます。改革移行への意識を高め、制度改革が制度改悪にならない、そんな心準備、体制を整えていきたいと思っております。

まとめに当たり、保科部長さん、渡邊課長さん、羽多野課長さん、寺澤課長さん、小林館長さんは教育委員会から去られます。ずっと、ずっと私たちに的確な指導、支援、指示をしてくださいました。おかげさまで、私たちは大きな失敗も起こさずきょうを迎えることができました。私たちは、おかげさまの気持ちでいっぱいでありました。4月の歓送迎会では、懐かしみながら一献を傾けることを楽しみにしております。本当にありがとうございました。

以上で、3月定例教育委員会を終わります。ありがとうございました。

○ 午後3時45分に閉会する

以上